

議案第 39 号

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和 30 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第 90 条第 1 項第 1 号中「で年齢 18 歳未満のもの」を削る。

第 95 条中「4,618 円」を「5,262 円」に改める。

附則第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

附則第 10 条の 2 を附則第 10 条の 3 とし、附則第 10 条の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 2 項第 6 号及び第 10 項の条例で定める割合）

第 10 条の 2 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

2 法附則第 15 条第 10 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「2,190 円」を「2,495 円」に改める。

附則第 18 条の 10 第 1 項中「この条において」を「この項において」に、「）については」を「）がある場合には、特例損失金額（同条第 3 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成 23 年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成 23 年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 3 項とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第 9 条の改正規定及び次条第 1 項の規定 平成 25 年 1 月 1 日

（2）第 95 条の改正規定、附則第 16 条の 2 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の規定 平成 25 年 4 月 1 日

(3) 第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 2 6 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 平成 2 4 年 1 2 月 3 1 日以前に支払うべき退職手当等 (第 5 3 条の 2 に規定する退職手当等をいう。) に係る改正前の附則第 9 条第 1 項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

2 改正後の狭山市税条例 (以下「新条例」という。) 第 3 6 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 2 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 1 0 条の 2 第 1 項の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律 (平成 2 4 年法律第 1 7 号) 第 1 条の規定による改正後の地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「新法」という。) 附則第 1 5 条第 2 項第 6 号に規定する除害施設に対して課すべき平成 2 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第 1 0 条の 2 第 2 項の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日以後に取得された新法附則第 1 5 条第 1 0 項に規定する施設に対して課すべき平成 2 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 4 条 平成 2 5 年 4 月 1 日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

平成 2 4 年 6 月 5 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方税法の改正に伴い、個人市民税について、年金所得者の寡婦 (寡夫) 控除に係る申告手続の簡素化及び退職所得に係る税額控除の廃止を行い、固定資産税について、地域決定型地方税制特例措置の導入による課税標準の特例措置に関する規定を設け、並びに市たばこ税の税率を改定するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。